# 厚木市地域包括支援センター運営協議会委員公募要領

（趣旨）

第１条　この要領は、厚木市地域包括支援センター運営協議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

（応募の資格）

第２条　応募の資格は、次のとおりとする。

１　市内に在住する１８歳以上の者

２　本市の他の審議会等の委員でない者

３　本市の議員及び職員でない者

（募集人員）

第３条　公募による委員は、２人以内とする。

（委員の公募方法）

第４条　委員の公募に当たっては、厚木市地域包括支援センター運営協議会委員申込書（別紙様式）の提出を求めるものとする。

（選考委員会の設置）

第５条　委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

２　選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

(1) 福祉部長

(2) 福祉総務課長

(3) 地域包括ケア推進課長

(4) 生活福祉課長

(5) 障がい福祉課長

(6) 介護福祉課長

３　選考委員会には、選考委員長を置く。

４　選考委員長は、福祉部長の職にある者をもって充てるものとする。

５　選考委員会は、選考委員長が招集する。

６　選考委員会の庶務は、地域包括支援センター運営協議会所管課において処理する。

（委員の選任）

第６条　委員の選考は選考委員会において行う。

２　委員の選考に当たっては、年齢、性別、社会的活動の経験及び提出された意見等を総合的に考慮するものとする。

（選任の結果）

第７条　選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附　則

この要領は、平成 19 年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。